

かないように見受けられた。市有財産の管理は、今回の監査で完全であると認められなかつたのは遺憾であつた。

つぎに、監査の結果について述べ併せて意見を付する。

1 組織と人員

庶務課の組織および人員は、つぎのとおりである。

表 - 1

(49.1.30現在)

係 名	現在員	吏 員		雇 員		パート タイマー
		係 長	主 事	主事補及 技師補	その他	
庶 務 係	14	1	2	2	9	
文 書 係	5	1	3	1		
広 報 係	3	1	2			
市民相談係	4	1	3			
事務機械係	7	1	1	4		1
合 計	33	5	11	7	9	1

2 予算の執行状況

昭和49年11月30日までにおける庶務課の予算の執行状況については、関係帳簿および書類を調査した結果、歳入歳出ともに係数に誤りはなく、適正に執行されているものと認められた。予算の執行状況は、別表のとおりである。

なお、今後執行予定のない予算のうち、金額の大きなものは、補正予算で減額されたい。

3 公有財産（不動産）の維持管理

公有財産は、その性質により行政財産と普通財産に分類されている。行政財産は、公用もしくは公共の用に供する財産および公用または公共の用に供することと決定した財産をいい、普通財産は、行政財産以外の一切の財産を

いう。

市有財産の監査対象期間の移動および目的別財産調べは、別表のとおりである。

今回の監査は、庶務課庶務係の事務分掌により、普通財産および行政財産のうち庶務係で維持管理されている財産について、一部抽出して、財産台帳をはじめ関係書類による監査を行つた。監査の結果、つぎの事項で改善または留意すべき点として述べることにする。

(1) 市有財産について・・・・・・1

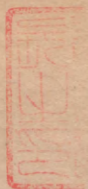
地方行政の進展に伴う財産の取得は、年毎に増大していることは周知のとおりであるが、市有財産とされている土地の中には、20年以上経過した現在でも、依然として未登記のまま放置されている土地が見受けられる。これは前述したとおり、昨今の投資的事業の盛んな行政分野で行われる、土地取得と建物建築に追従して事務処理が行われなければならない要請に、組織および人員が、現実に即しないものがあることは否定し難いものである。

これらの未処理事務は、早期に解決すべきであり、一時的にせよ専従の職員を配置するか、管財事務を分離して専門の係を設置する必要があると思われる。

また、市営住宅の建替計画も同係で処理されており、一層その感が深いのである。いずれにせよ未登記財産は、早急に処理する必要がある。

(2) 市有財産について・・・・・・2

現在、市有財産のうち最近取得されたものは、売買前に実測され図面等も完備しているが、・・・・1で述べたとおり財産取得の古いものに実測図がなく、実測面積のは握されていない公図だけのものがある。必然的に財



産明細は、一貫性のない数値が公表されているのである。これらの、台帳や登記簿と現況の一致しない財産について、以前、市の道路台帳の整備を実施したように、市有財産についても、より完全な台帳を調整するために、実地調査を委託等により実施して整備する必要があると思われるのである。

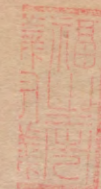
(3) 財産台帳について

市有財産の維持管理については、市の財務規則により、行政財産は各行政主管課が直接管理し、普通財産の管理および全市有財産の総括を庶務課が行うこととされている。各主管課では、行政財産の完全なる保全管理と、庶務課の財産台帳が漏れなく登録整備され保管されて、常に庶務課と行政主管課との連絡協調が実在して、始めて市有財産の管理が完全にできるのである。

しかし、現在は庶務課に財産台帳は、一応備えられてあるものの、行政担当課との連絡が不十分なために、台帳整備に不都合が生じている。これは、行政主管課に対する財産管理の総括指導が、行届いていない点にも原因があるように見受けられる。また、庶務課では、市有財産の損害保険の加入等の事務処理を扱っており、前述のように連絡不十分なため、保険事務の遅延や漏れの発生する恐れがあるので、今後指導を徹底され、より適確な台帳の整備を望むものである。

4 物品（供用備品に限る）の維持管理

物品の取扱いは、市物品管理規則に定められており、その指導統括は、会計課審査係で行われている。供用備品の取扱いは、各課の供用主任が行い、専用備品および共用備品ごとに専用票、共用票を作成し、総括票を備えることとされている。これが各課の備品台帳にあたるものである。また、所管換え等、各種の届や報告を義務づけている。



監査の結果は、庶務課における物品の取扱いは、台帳の整備状況および物品の受払いについて、必ずしも十分とは認められなかつた。このことは、庶務課に限らず、他の課においても大同小異と思われるのであるが、物品と言えども市有財産であり、その取扱いは適切でなければならない。今後これらの点を認識されて、適切な物品管理を望むものである。

別表 - 1

3 行政財産の目的外使用一覽表

番号	不動産	所在地又は施設名	地積	床面積	使用の許可を受けている者	使用期間	使用料
1	土地	福生市牛浜162番の内 (第4水源用地)	48.98 ^{m²}		福生市水道事業管理者	昭35.4.1から 期間の定めなし	無償
2	"	福生市大字熊川字北842番の内 (第6水源用地)	108.41 ^{m²}		"	昭36.12.1から 期間の定めなし	"
3	"	福生市大字福生武蔵野2455番の2 同所2455番の3 (第二浄水場用地)	657.66 ^{m²}		"	昭40.6.1から 期間の定めなし	"
4	建物	市庁舎(4階)福生市本町5 (市職員組合事務室)		22.4 ^{m²}	福生市職員組合	昭41.4.1から 期間の定めなし	"
5	"	市庁舎分室 福生市本町18 (福生市商工会事務室)		144.82 ^{m²}	福生市商工会	昭46.4.1から 昭51.3.31	"
6	"	市庁舎屋上 福生市本町5 (大気汚染総合測定室)		30 ^{m²}	東京都知事	昭48.7.1から 昭51.6.30	"
7							
8							

昭和49年11月30日現在

別表 - 2

財産関係

区分	項目	土地 (地積 m^2)			木 造	
		前年度末現在	増 △ 減	11月末現在	前年度末現在	増 △ 減
行政財産	△本庁舎	4,128.30	0	4,128.30	307.30	0
	△第2庁舎	0	0	0	0	0
	△学 校	164,680.41	△398.95	164,281.46	21,202.73	0
	△教育文化施設	2,605.30	0	2,605.30	33.124	0
	△福利厚生施設	205.64	0	205.64	324.33	0
	△公 営 住 宅	44,093.30	0	44,093.30	6,246.28	0
	○公 園	105,040.38	0	105,040.38	52.90	0
	△その他の施設	42,991.80	0	42,991.80	924.178	27.2
	その他の用地	0	0	0	0	0
	小 計	363,745.13	△398.95	363,346.18	10,008.385	27.2

普通財産	△空地	8,740.94	246.84	8,987.78	0	0
	○その他	3,138.20	0	3,138.20	0	0
	小 計	11,879.14	246.84	12,125.98	0	0

合 計	375,624.27	△152.11	375,472.16	10,008.385	27.2
-----	------------	---------	------------	------------	------

貯 水 池	130	0	130
ブ - ル	13	0	13

財産に関する調査

区 分	項 目	土 地 (地積 m ²)			建 物								
		前年度末現在	増 △ 減	11月末現在	木 造 (延面積 m ²)			非 木 造 (延面積 m ²)			延 面 積 計 (m ²)		
					前年度末現在	増△減	11月末現在	前年度末現在	増△減	11月末現在	前年度末現在	増△減	11月末現在
行政 公共 財 産	△本庁舎	4,128.30	0	4,128.30	307.30	0	307.30	3,078.98	0	3,078.98	3,386.28	0	3,386.28
	△第2庁舎	0	0	0	0	0	0	252.71	0	252.71	252.71	0	252.71
	△学 校	164,680.41	△398.95	164,281.46	2,120.273	0	2,120.273	35,675.126	0	35,675.126	37,795.399	0	37,795.399
	△教育文化施設	2,605.30	0	2,605.30	33.124	0	33.124	1,715.266	0	1,715.266	1,748.39	0	1,748.39
	△福利厚生施設	205.64	0	205.64	324.33	0	324.33	1,976.382	0	1,976.382	2,300.712	0	2,300.712
	△公営住宅	44,093.30	0	44,093.30	6,246.28	0	6,246.28	0	0	0	6,246.28	0	6,246.28
	○公 園	105,040.38	0	105,040.38	52.90	0	52.90	50.98	0	50.98	103.88	0	103.88
	△その他の施設	42,991.80	0	42,991.80	924.178	27.26	951.438	5,033.516	0	5,033.516	5,957.694	27.26	5,984.954
	その他の用地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	363,745.13	△398.95	363,346.18	10,008.385	27.26	10,035.645	47,782.96	0	47,782.96	57,791.345	27.26	57,818.605

普通 財 産	△空地	8,740.94	246.84	8,987.78	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	○その他	3,138.20	0	3,138.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	11,879.14	246.84	12,125.98	0	0	0	0	0	0	0	0	0

合 計	375,624.27	△152.11	375,472.16	10,008.385	27.26	10,035.645	47,782.96	0	47,782.96	57,791.345	27.26	57,818.605
-----	------------	---------	------------	------------	-------	------------	-----------	---	-----------	------------	-------	------------

貯水池	130	0	130
ブ - ル	13	0	13

予算の執行状況

歳入

49.11.30現在

予 算 科 目				予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 比 率 %	
款	項	目	節				対予算	対調定
8 使	1 使	2 土	1 住 宅 使 用 料	5,855,000	3,986,140	3,745,920	64.0	94.0
9 国	2 国	1 総	総務管理費補助金	2,080,000	0	0	0	0
10 都	2 都	1 総	総 務 費 補 助 金	21,564,000	10,782,000	10,782,000	50.0	100.0
10 "	3 "	1 "	総務管理費委託金	94,000	0	0	0	0
11 財	1 財	1 財	土地建物貸付収入	203,000	50,040	50,040	24.7	100.0
			計	29,796,000	14,818,180	14,577,960	48.9	98.4

歳出

予 算 科 目			当初補正予算額	充用流用額	予 算 現 額	支 出 済 額	% 執行率	
款	項	目						
一般管理費	2 総	1 総	9 旅 費	1,500,000	0	1,500,000	587,740	39.2
			11 需用 費	7,492,000	0	7,492,000	3,572,104	47.7
			12 役 務 費	3,502,000	0	3,502,000	2,253,559	64.4
			13 委 託 料	5,255,000	0	5,255,000	2,483,508	47.3
			14 使 用 料 及 借 料	2,403,000	0	2,403,000	1,534,612	63.9
			15 工 事 請 負 費	2,360,000	0	2,360,000	357,000	15.1
			18 備 品 購 入 費	495,000	152,000	647,000	621,500	96.1
			19 負 担 金 補 助 金	11,000	0	11,000	10,320	93.9
			24 投 資 及 び 出 資 金	149,000	0	149,000	146,997	98.7
			27 公 課 費	70,000	0	70,000	40,000	57.1
		計	23,237,000	152,000	23,389,000	11,607,340	49.7	
広 報 費	2 総	1 総	8 報 償 費	679,000	0	679,000	230,800	34.0
			9 旅 費	542,000	0	542,000	145,560	26.9
			11 需 用 費	7,601,000	0	7,601,000	3,314,738	43.6
			12 役 務 費	120,000	0	120,000	16,800	14.0
			13 委 託 料	3,236,000	0	3,236,000	1,284,870	39.7
			14 使 用 料 及 借 料	4,000	0	4,000	0	0
			18 備 品 購 入 費	29,000	0	29,000	14,100	48.6
			19 負 担 金 補 助 金	173,000	0	173,000	145,600	84.2
			24 投 資 及 び 出 資 金	16,000	0	16,000	15,510	96.9
			計	12,400,000	0	12,400,000	5,167,978	41.7

49.11.30現在

予 算 科 目			当初補正予算額	充用流用額	予 算 現 額	支 出 済 額	%	
款	項	目						
2 総	1 総	3 文	9 旅 費	111,000	0	111,000	75,700	68.2
		文 書 費	11 需用 費	2,948,000	0	2,948,000	2,294,639	77.8
			12 役 務 費	5,000	0	5,000	2,572	51.4
			18 備品購入 費	137,000	0	137,000	72,130	52.6
			計	3,201,000	0	3,201,000	2,445,041	76.4
2 総	1 総	7 財	11 需用 費	55,000	0	55,000	9,580	17.4
			12 役 務 費	3,000	0	3,000	0	0
			13 委 託 料	300,000	0	300,000	0	0
			14 使 用 質 借 料	368,000	0	368,000	0	0
			15 工 事 請 負 費	300,000	0	300,000	0	0
			18 備品購入 費	5,000	0	5,000	0	0
			24 投資及び出資金	8,000	0	8,000	6,735	84.2
			計	1,039,000	0	1,039,000	16,315	1.6
2 総	1 総	13 諸	19 負担金 補助 及び 交付金	33,726,000	0	33,726,000	13,543,300	41.0
			諸 費					
8 土	3 住	1 住	7 賃 金	25,000	0	25,000	0	0
			8 報 償 費	80,000	0	80,000	39,600	49.5
住宅管理費			11 需用 費	108,000	0	108,000	36,063	33.4
			12 役 務 費	5,000	0	5,000	0	0
			13 委 託 料	1,080,000	0	1,080,000	0	0
			15 工 事 請 負 費	1,198,000	0	1,198,000	59,000	4.9
			18 備品購入 費	10,000	0	10,000	3,600	36.0
			22 補 償 補 填 及 償 還 金	1,101,000	0	1,101,000	0	0
			24 投資及び出資金	142,000	0	142,000	141,710	99.8
			計	3,749,000	0	3,749,000	279,973	7.5
2 総	1 総	12 表	1 報 酬	35,000	0	35,000	16,500	47.1
			8 報 償 費	312,000	0	312,000	282,000	90.4
表 彰 費			11 需用 費	403,000	0	403,000	389,705	96.7
			12 役 務 費	50,000	0	50,000	29,800	59.6
			14 使 用 質 借 料	5,000	0	5,000	1,000	20.0
			計	805,000	0	805,000	719,005	89.3

審査報告

陳情審査報告書

一件

名

陳情第十三号 中小建設業者危機突破に関する陳情書

二 委員会付託月日

昭和四十九年十二月二十四日（第四回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日

昭和五十年二月十二日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、採択すべきものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和五十年二月十二日

建設委員会

委員長 大野 行 夫

福生市議会議長

塩 野 鉄之助 殿

決裁 区分	甲 乙 丙	文書 分類	発送・ ~~行内~~ ・議案・令達	福議 収 第 152 号
保存	1 3 5 10 15 永	廃棄	年 月	F.No. A 9 2
取扱上 注意	至急 秘	添付物		起案 50年 7月 23日
浄書 送要求	浄書区分 本 控 計 ☐ 原1/2 ☐ 孔 版 ☐ 手書複写 ☐ ペン書	用 紙 ☐ 更 級 ☐ 中質紙 ☐ 上質紙 ☐ タイプ紙 ☐ その他	発 送 ☐ 普通 ☐ 速達 ☐ 書留 ☐ 親展 ☐ 使送 ☐ 携行 ☐ その他	決裁 50年 7月 26日
施行				年 月 日
先方 文書				年 月 日付 第 号
				年 月 日收受
浄書 照合 公印 施行 機・管保長		発送表示 作成 月 日迄 完了表示 作成 月 日了	発送 月 日迄 発送 月 日了	
主 起 案 者	保 員	議事係 局長 局長 委員長 副議長 議長		
管 氏名	尾野 幸恵			
あて先 発信者	福生市長 石川 常太郎 福生市議会議員 貫井 喜代次	合 議 庶務課長 収入役 助 役 市長 文書係長 庶務係長		
注意 事項		先		
件 名	会議録の送付について			
上記のことについて 別紙のように 照会回答報告依頼 してよろしいか伺います。 申請通知決定実施 します。				

1. 昭和50年第1回福生市議会定例会
(3月12日～3月27日)

5



福議発第百五十二号

昭和五十年七月二十三日

福生市長

石川 常太郎 殿

会議録の送付について

昭和五十年第一回福生市議会定例会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

福生市議会議長

貫井喜代次 印

5 10 15 20 25

5 10 15 20

25 5 10 15 20

25 × 20 = 500

「大の」... 第三集三回の増刊として添付いたします。
附録五十番第一 回附録市議会支団会の会報録の要約限録のようはと附録へたいま
会報録の添付のてい

ふ川市太町選

附主市員

附録五十番ナ月二十三日

附録要録百五十二号

附主市議会議員 貫井喜介(印)



昭和五十年 自三月十二日
第一回定例会 至三月二十七日

福生市議会会議録

第三号
第四号
第五号

第一定
(第一目)

市長の
施政方針

一般質問
(大野)

一般質問
(小林)

一般質問
(松山)

議十六

議十七

議十八

議十五

十五